

帰国された皆様へ

現在、新型コロナウイルス感染症が発生しています。

過去 14 日以内に入管法に基づく『入国制限対象地域※』に滞在歴のあるお客様におかれましては、全員に PCR 検査が実施され、検査結果が出るまで、自宅等、空港内のスペース又は検疫所が指定した施設等で、待機いただくこととなります。

長時間のフライトなどでお疲れのところ誠に恐縮ではございますが、日本における新型コロナウイルスまん延防止のために必要な措置ですので、ご理解・ご協力の程よろしくお願いいたします。

※ 入国制限対象地域（下線は5月27日入国分から対象）

アジア	インド、インドネシア、韓国、シンガポール、タイ、台湾、中国（香港及びマカオを含む）、 <u>パキスタン</u> 、 <u>バングラデシュ</u> 、フィリピン、ブルネイ、ベトナム、マレーシア、モルディブ
ヨーロッパ	アイスランド、アイルランド、アゼルバイジャン、アルバニア、アルメニア、アンドラ、イタリア、ウクライナ、英国（グレートブリテン及び北アイルランド連合王国）、エストニア、オーストリア、オランダ、カザフスタン、北マケドニア、キプロス、ギリシャ、 <u>キルギス</u> 、クロアチア、コソボ、サンマリノ、スイス、スウェーデン、スペイン、 <u>スロバキア</u> 、 <u>スロベニア</u> 、セルビア、 <u>タジキスタン</u> 、チェコ、デンマーク、ドイツ、ノルウェー、バチカン、ハンガリー、フィンランド、フランス、ブルガリア、ベラルーシ、ベルギー、ポーランド、ボスニア・ヘルツェゴビナ、ポルトガル、マルタ、モナコ、モルドバ、モンテネグロ、ラトビア、リトアニア、リヒテンシュタイン、ルーマニア、ルクセンブルク、ロシア
中東	<u>アフガニスタン</u> 、アラブ首長国連邦、イスラエル、イラン、エジプト、オマーン、カタール、クウェート、サウジアラビア、トルコ、バーレーン
アフリカ	カーボベルデ、ガーナ、ガボン、 <u>ギニア</u> 、ギニアビザウ、コートジボワール、コンゴ民主共和国、サントメ・プリンシペ、ジブチ、赤道ギニア、 <u>南アフリカ</u> 、モーリシャス、モロッコ
北米	アメリカ、カナダ
中南米	<u>アルゼンチン</u> 、アンティグア・バーブーダ、ウルグアイ、エクアドル、 <u>エルサルバドル</u> 、コロンビア、セントクリストファー・ネイビス、チリ、ドミニカ共和国、ドミニカ国、パナマ、バハマ、バルバドス、ホンジュラス、ブラジル、ペルー、ボリビア、メキシコ
大洋州	オーストラリア、ニュージーランド

よくあるご質問

1. PCR 検査について

Q 検体採取はどのように行われますか

A お客様の鼻やのどの粘液を綿棒で採取させていただきます。

Q 検査結果が出るまでにどのくらいの時間がかかりますか

A 現在、検査対象となる方が増加しているため、混雑の状況により1日～2日程度待機いただく場合があります。

Q 検査結果はどのように伝えられますか

A 結果判明までご自宅で待機される場合は、質問票にご記入いただいたメールアドレス又はお電話番号にお知らせいたします。

結果判明まで空港内のスペース又は検疫所長が指定した施設等にて検査結果判明をお待ちになる場合は、現地の職員からお知らせいたします。

2. ご自宅等で待機する場合について

Q 自宅で待機できる条件は何ですか

A ①症状がないこと（空港内のスペース又は検疫所長が指定した施設等にて検査結果判明をお待ちになる場合も同様）、②公共交通機関（不特定多数が利用する鉄道、バス、タクシー、国内線の飛行機、旅客船など）を使用せずに移動できることが条件です。事前にご家族やお勤めの会社等による送迎、ご自身でレンタカーを手配するなどの移動手段の確保を行ってください。

Q 遠方に自宅がある場合は、飛行機を使うことは可能ですか。

A 飛行機は公共交通機関に当てはまるため、飛行機をご利用になることはできません。

Q 民泊やウィークリーマンションなどは自宅に含まれますか

A 不特定多数の方に対して反復継続して行われるような事業の利用は、

ご自宅での待機に当てはまりません。

3. ご自宅等以外で待機する場合について

Q 自分で予約したホテルに待機することは可能ですか

A 不特定の方との接触の機会が想定されるため、検査結果が判明するまでの間は、ご自身で確保されたホテル、旅館等の宿泊施設に移動することはできません。なお、検査結果が判明するまでに待機する間のキャンセル料については、大変恐縮ですがご自身のご負担となります。

Q 空港内のスペース等で待機する場合、荷物を受け取ることは可能ですか

A 可能です。ただし、待機する場所等によりその取扱いが異なりますので、詳しくは、検疫通過後に職員にお尋ねください。

Q 検疫所長が指定した施設等とはどのようなものですか

A 空港周辺の宿泊施設などです。ただし、帰国したお時間や帰国されたお客様の人数等の状況により、ご希望に添えない場合がございます。

Q 検疫所長が指定した施設等にレンタカーで向かうことは可能ですか

A 検疫所長が指定した施設等へは、国が用意したバスを利用させていただくこととしています。

4. 結果判明後について

Q 陰性の結果が判明した後は自由に行動ができるのですか

A 入国した次の日から起算して 14 日間は、事前に申告いただいたご自宅又はご自身で確保したホテル等にて待機していただきます。その際、自宅・ホテル等の待機場所からの外出や、公共交通機関（不特定多数が利用する電車、バス、タクシー、国内線の飛行機、旅客船など）を使用しないでください。

Q 検疫所長が指定した施設等で待機していた場合に陰性の結果が判明した場合、公共交通機関を使用せずに自宅又は自分が確保したホテル等に向

かうにはどのようにすれば良いですか

A 検疫所長が指定した施設等から、お客様が到着した空港へ向かうバスを手配しております。詳しくは、宿泊施設に常駐している厚生労働省職員にお尋ねください。